

仙台まち美化サポート・プログラム実施要領

(平成13年8月31日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台まち美化サポート・プログラム実施要綱（平成13年8月7日市長決裁。以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(指定区域)

第3条 要綱第2条に規定する指定区域は、別表に掲げる区域とする。

(申込書)

第4条 要綱第3条に規定するプログラム参加申込書は、別記様式第1号による。

(登録書)

第5条 要綱第4条に規定するプログラム登録書は、別記様式第2号による。

(プログラム活動等)

第6条 要綱第5条第1項に規定する活動予定表は、別記様式第3号による。

2 要綱第5条第6項に規定するプログラム活動報告書は、別記様式第4号による。

3 要綱第6条第1項に規定する登録書記載事項変更届は、別記様式第5号による。

(プログラム活動の終了届書)

第7条 要綱第5条第7項に規定するプログラム活動終了届書は、別記様式第6号による。

附 則

この要領は、平成13年8月31日から実施する。

附 則（平成14年7月17日改正）

この改正は、平成14年8月1日から実施する。

附 則（平成14年11月28日改正）

この改正は、平成14年12月1日から実施する。

附 則（平成15年9月12日改正）

この改正は、平成15年10月1日から実施する。

附 則（平成28年4月1日改正）

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月31日改正）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月29日改正）

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月31日改正）

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

別 表

<p>仙台まち美化サポート・プログラムの指定区域</p>	
道 路	○市が管理している道路（国道・県道・市道）
河 川	○前ヶ沢川（泉区松森字不動から七北田川への合流点）
林 道	○佐保山線林道（梨野東から生出森山）
公 園	<p>〔青葉区〕</p> <p>○双葉ヶ丘二丁目公園，菊田山公園，中山三丁目公園，とちのき公園，桜ヶ丘公園，折立公園</p> <p>〔宮城野区〕</p> <p>○鶴ヶ谷六丁目東公園，上田子2号公園，田子要害西公園，榴岡四丁目西公園，榴岡四丁目公園，福室上町北公園</p> <p>〔若林区〕</p> <p>○蒲町公園，卸町東一丁目公園，卸町五丁目公園，文化町2号公園，遠見塚一丁目公園</p> <p>〔太白区〕</p> <p>○富沢二丁目公園，横森公園，富沢公園，柳生六丁目公園，山田羽黒堂南公園，西中田公園，三神峯公園</p> <p>〔泉区〕</p> <p>○将監公園，八乙女中央公園，松陵公園，百合ヶ丘南公園，明通四丁目公園，明通三丁目西公園，寺岡緑地</p>
そ の 他	○青下水源地（熊ヶ根字大原道）